

不燃化まめちしき

荒川区内で不燃化助成を受けた建物が
743棟になりました!

荒川区ではこれまでに10地区で不燃化促進事業を行っており、平成30年末時点で、助成建物の合計が743棟になりました。火災に強い耐火建築物は耐用年数も長く、子や孫の世代まで安心して住み続けることができます。200万円以上の建築助成費のほか除却費や仮住居費、三世帯住宅加算助成があります。



ゆいの森あらかわと
補助90号線第三地区

ご存知ですか? 専門家派遣制度

建物の建替えには多額のお金がかかり、人生のビックイベントといえます。ライフプランに合わせ、しっかりとした建築計画、資金計画をしてから家づくりに取り組み、ぜひとも納得の家づくりを成功させて頂きたいと思えます。荒川区では、建物の取り壊しや建替えに関するお悩みの解決にむけ、専門家を派遣しています(※ご注意※不燃化特区の区域のみ)。ぜひご活用下さい。

よくあるご質問 Q&Aにお答えします

Q1 事業が終わっても助成を受けられますか?

A1 受けられません。

助成金を受け取れる事業期間は、補助90号線第二地区で2020年度まで、補助90号線第三地区で2024年度までです。それ以降助成金の交付は受けられませんので、建築計画を検討されている方は、お早めにご相談ください。なお、予算が満額となりましたら、事業期間内であっても受付を終了する場合があります。何卒ご了承下さい。



Q2 木造でも耐火建築物を建てられますか?

A2 建てられます。 主要な柱や梁等が木造であっても、法律に定められた方法(構造部分の耐火被覆と防火設備の設置等)により耐火建築物とすることができます。詳しくは、建築を依頼する設計または施工業者へお問い合わせ下さい。なお、鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート以外の耐火建築物の場合、耐火被覆の中間検査が必要です。

□お問合せ先
荒川区役所北庁舎2階 防災都市づくり部
防災街づくり推進課
防災街づくり係(14番窓口)
電話3802-3111 内線2821

創刊号
**ゆいの森通り周辺
不燃化ニュース**
2019年5月
荒川区防災都市づくり部
防災街づくり推進課

補助90号線第三地区

2024年度まで 耐火建築に助成

荒川区は、町屋駅前から明治通りまでの「補助90号線第三地区」において、耐火建築物を建築する費用の一部を助成する、都市防災不燃化促進事業を進めています。

**補助90号線第三地区の事業期間は
2024年度まで**です。2025年2月までに竣工する耐火建築物が助成対象となりますので、建築計画を

検討されている方は、ぜひ、お気軽に区へご相談ください。



助成内容と不燃化促進区域

□ 助成を受けられる方
個人・中小企業など



□ 対象建築物

敷地面積 30 ㎡以上、延べ面積 45 ㎡以上の2階建て以上、かつ高さ7m以上（パラペット含まず）の、不燃化促進区域内に建築する耐火建築物

□ 助成額

1階から3階までの対象床面積に応じて助成。条件により各種加算があります（表1、2参照）

[表1] 基本助成金額（一般建築助成費）

対象床面積	助成金額
110㎡未満	200万円
110㎡以上200㎡未満	約216万円 ～349万円
200㎡以上400㎡未満	約369万円 ～546万円
400㎡以上600㎡未満	約566万円 ～694万円
600㎡以上800㎡未満	約723万円 ～812万円
800㎡以上1000㎡未満	約842万円 ～930万円
1000㎡以上	約960万円

[表2] 加算助成金額

加算助成の種類	助成金額
共同化・協調化加算	100万円 / 件
除却助成費（上限）	2万6千円 / ㎡
このほか、三世代住宅、仮住居費、 動産移転費、賃貸用共同住宅加算もあります。	

補助90号線第二地区



事業期間
2021年
3月31日 まで

補助90号線第三地区



事業期間
2025年3月31日 まで

助成を受けるためには、建築確認の前に**事前相談**、着工前に**内定申請**をする必要があります。



不燃化特区制度について

都市防災不燃化促進区域の一部は、不燃化特区整備促進事業の事業区域（以下「不燃化特区内」という。）に含まれています。不燃化特区内では、危険老朽木造建築物の除却や不燃化建築物への建替えを支援しています。詳しくはお問い合わせ下さい。

